

推薦入学において、定員の100%を募集する学科・コースに関するQ&Aです。

Q 1 推薦入学の検査当日までに、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された、もしくは検査当日に月経随伴症状等の体調不良、事件・事故、自然災害等の場合、推薦入学を受検することはできませんか？

A 1 推薦入学を別室等で受検することができます。志願者からそのような連絡を受けた場合は、高等学校にその旨連絡をしてください。なお、高熱や負傷等のため受検が難しい場合は、特別選抜を受検することができます。

Q 2 推薦入学の検査を高熱のため欠席し、特別選抜を希望する場合、どのように手続を行えばよいのでしょうか？

A 2 中学校は志願者から推薦入学の検査を欠席し、特別選抜の受検を希望する旨の連絡を受けた場合は、中学校長はすみやかに志願先高等学校へ欠席についての連絡を行うとともに、推薦入学の検査当日に特別選抜対象者一覧（様式1）を提出してください。

特別選抜の受検を申請する場合は、志願者から特別選抜願（様式2）及び診断書等、公的機関が発行する証明書を受け取り、特別選抜願の中学校の証明欄に記入・押印の後、志願先高等学校長へ特別選抜願及び診断書等、公的機関が発行する証明書を提出してください。（高等学校への提出は、保護者等による持参も可とします。）

Q 3 推薦入学の検査を当日欠席します。病院を受診しますが、領収書や診療明細書、薬袋で診断書等の代わりになるのでしょうか？

A 3 領収書等では診断書の代わりにはなりません。受検資格となるやむを得ない理由を確認するために、特別選抜の受検の申請には診断書等が必要です。なお、痴漢の被害や事件による欠席の場合は、警察に被害届を提出し、受理番号を控えておいてください。

Q 4 特別選抜願とともに提出する診断書は検査当日に受診したものが必要ですか。

A 4 診断書は、検査日前か検査当日の日付のものを提出してください。なお、診断書は治療期間を明記したものとし、検査当日に受検ができない状況であることを記載してもらうようにしてください。

Q 5 推薦入学の検査の途中で受検者が体調不良となり、受検を辞退した場合、特別選抜を受検することはできるのでしょうか？

A 5 特別選抜を受検することはできません。ただし、受検者の状況に応じて、当日の検査を別室での受検等に変更するなどの対応を行います。

Q 6 特別選抜を受検した場合、不利に取り扱われることはないのでしょうか？

A 6 特別選抜の結果及び調査書等の諸資料をもとに総合的に判定します。特別選抜を受検しても不利がないように取り扱います。

Q 7 県立西宮高校音楽科で2月15日に適性検査等を受検しましたが、その後、高熱が出たため、2月16日の実技検査のみを欠席した場合、特別選抜を受けられますか？

A 7 特別選抜を受けることができます。なお、推薦入学1日目の適性検査等の結果にかかわらず、3月12日に実施する特別選抜の結果及び調査書等の諸資料をもとに総合的に判定します。

Q 8 特別選抜を受検する場合、入学願書を再度提出する必要はありますか？

A 8 入学願書を再度提出する必要はありません。受検番号も変わりませんので、特別選抜当日は、受検票と特別選抜承認書を忘れないように持ってきてください。（受検料を追加で徴収することはありません。）

Q 9 県外からの受検、過年度卒業生等で、中学校を経由することが困難な場合は、特別選抜の受検手続はどのようにすればよいのでしょうか？

A 9 推薦入学の検査当日の8:30までに、保護者等が高等学校へ連絡してください。

その後、2月22日（木）～2月27日（火）（9:00～16:30（2月27日（火）は9:00～12:00））に、高等学校の指示に従って、特別選抜願及び診断書等、公的機関が発行する証明書を提出してください。

Q10 2月15日以前に、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ等により推薦入学の検査を欠席することが明らかな志願者がいる場合、特別選抜対象者一覧（様式1）の送付は2月15日まで待つ必要はありますか？

A10 電話での欠席連絡は随時としますが、志願先高等学校への様式1の送付については2月15日に、特別選抜願等の提出は診断書等が揃っていても、受付期間の2月22日～2月27日をお願いします。

Q11 特別選抜申請手続の受付時間9:00～16:30の間には、昼休みは含まれていますか？

A11 遠方からの申請の可能性もあるので、高等学校は昼休み時間でも受け付けますが、配慮もお願いします。

Q12 中学校長の副申書は公的な証明書になりますか？

A12 公的な証明書にはなりません。証明書が発行されない事態となった場合は、志願先の高等学校長に相談願います。

Q13 特別選抜の対象となるか不明な場合は、どのようにすればよいですか？

A13 志願先の高等学校長に連絡願います。その後、高等学校長から高校教育課教育指導班教育課程担当と協議することとなります。

（電話：078-362-9444(直通)）